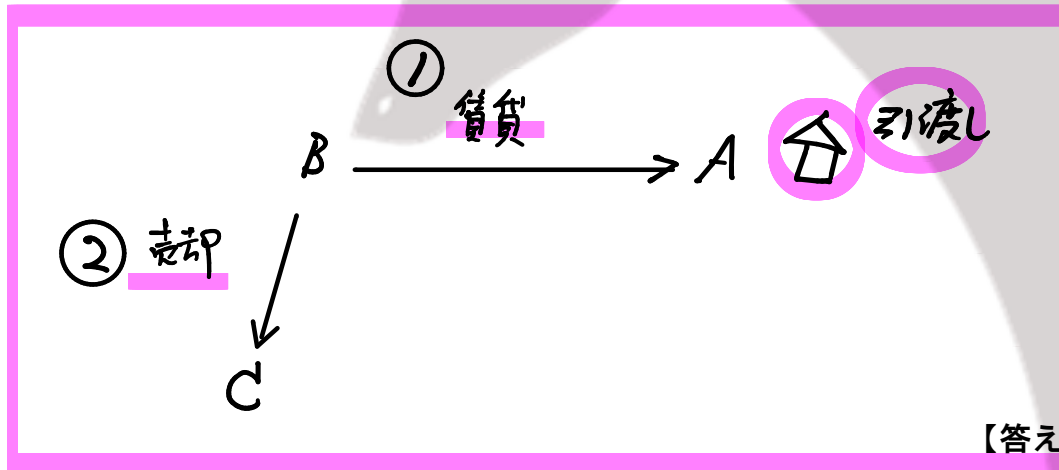


建物賃貸借の対抗力 宅建 H22-12-1 《#784》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、B所有の甲建物につき、居住を目的として、期間2年、賃料月額10万円と定めた賃貸借契約(以下この問において「本件契約」という。)をBと締結して建物の引渡しを受けた。本件契約期間中にBが甲建物をCに売却した場合、Aは甲建物に賃借権の登記をしていなくても、Cに対して甲建物の賃借権があることを主張することができる。



【答え】 正しい

《ポイント》 建物賃貸借の対抗力 【★入門】

建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。(借々法 31 条)

- ★ 建物賃貸借の対抗力
- ① 民法 賃借権①
 - ② 借家法 建物の引渡し